

入札説明書（公用車管理業務委託）

本件入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 件名 公用車管理業務委託

2 仕様 別紙仕様書のとおり

3 履行期間

令和7年6月16日から令和10年3月31日まで

（契約締結日から令和7年6月15日までは、業務開始に向けた準備期間とする。）

4 入札方法 本件入札は、公募型指名競争入札の方法による。

- (1) 本件入札に参加することができる者は、公告に定める入札参加資格要件をすべて満たしている者とする。
- (2) 本件入札に参加しようとする者は、公告の定めるところにより必要書類を添えて入札参加申込を行わなければならない。
- (3) 市は、入札参加申込者が提出した入札参加申込書及び必要書類により、当該入札参加申込者の資格要件の確認及び審査を行い、公告に定める入札参加資格をすべて満たす者を指名業者として選定し、当該者に通知する。
- (4) 前号の指名の通知を受けた者により、指名競争入札を行う。指名の通知を受けない者による入札は、無効とする。

5 仕様書等に対する質問

(1) 質問方法

本件に関する質問は、市指定の質問書様式により、FAX又は電子メールで送信すること。
なお、FAX又は電子メールの送信後は、確認のため、必ず下記の質問書送付先に電話連絡を行うこと。

(2) 質問書の送付先

会津若松市役所総務部総務課

電話番号：0242-39-1211 FAX番号 0242-39-1410

総務課代表メールアドレス：somu@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(3) 質問期限

令和7年4月14日（月） 午後3時00分まで

(4) 質問に対する回答

後日、質問者に対してFAXで回答するとともに、当該質問及び回答の内容を市ホームページに掲載する。

※ 入札参加申込の前に、必ず質問の有無及びその回答内容について確認すること。

6 落札者の決定方法

この案件は、予定価格の範囲内で入札した者のうち最低価格で入札した者を落札者とする。最低価格の入札をした方が2人以上いる場合は、くじ引きを行い、落札者を決定する。

開札を行った場合において、各人の入札のうち予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。再度の入札で落札者がなかった場合には、最低価格で入札した者に見積書の提出を依頼する。その結果、予定価格内であれば随意契約を締結する。

7 入札書記載金額

- (1) 入札書記載金額は、契約締結日から令和7年6月15日までの準備期間に要する経費を含めた契約期間全体にかかる総額を記載すること。
- (2) 入札書記載金額にその金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額）を落札価格（契約金額）とするので、入札書に記載する金額はその10%に相当する額（消費税及び地方消費税の額）を除いた金額を記載のこと。
- (3) 入札金額の訂正は認めず、金額の訂正がなされた入札書は、無効とする。金額を書き間違えた場合は、訂正印等による修正ではなく、新しい入札書に書き直して提出すること。

8 価格内訳書について

- (1) 入札書とともに価格内訳書を同封し郵送すること。
- (2) 入札書記載金額と価格内訳書の合計額は、必ず一致させること。一致しない場合、また、価格内訳書内に計算誤りがあった場合は、その入札は無効とする。
- (3) 価格内訳書により、準備期間に要する経費を含めた契約期間全体に係る業務委託料を積算すること。ただし、業務委託料の支払いに際しては、入札書記載金額を履行期間の月数で除した額に、消費税及び地方消費税の額を加えた額を履行月1月ごとに支払うことを基本とする。なお、端数分の調整等を含めた支払額の詳細については、契約書に添付する約款及び支払予定により示すこととする。

9 契約保証金について

契約締結後、落札者は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付すること。契約保証金は、3年間の業務履行完了後に還付するが、各年度の業務履行完了後に契約保証金額の1/3の額（1,000円未満の端数切捨て）を還付することも可能である。

ただし、「市を被保険者とする履行保証保険契約を締結している場合」及び「過去2年間（契約期間が複数年度にわたる契約にあっては、契約締結日から起算して当該契約期間の2倍の期間を遡った期間。）において地方公共団体等との同額程度の契約実績が2回以上ある場合」は、契約保証金の納付を免除することができる。

その場合には、市が求める書類（保険証券の写し又は実績報告書）を提出すること。

10 その他

- (1) 市ホームページ掲載の会津若松市競争入札心得（平成13年3月6日決裁）及び会津若松市公募型指名競争入札実施要領（平成22年12月17日決裁）の規定について熟知のうえ、入札に参加すること。
- (2) 入札参加申込みの期限日から入札時までにおいて、継続して入札参加資格を有していない場合は、当該入札は無効となる。
- (3) 税法の改正等に伴い、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合には、協議のうえ、変更契約を行うものとするので、了知のうえ応札すること。

